

都留市自治基本条例ができました

4月1日から都留市自治基本条例が施行されます。この都留市自治基本条例は「市民のための行政・市議会に！」「都留市を住み良いまちにしたい！」といった市民の皆さんの想いを実現させるために必要な「まちづくりに関する様々な取り決め」を条例化したものです。これは、都留市のまちづくりの最も基本となるルールであるとともに、都留市で最も重要なルールとなります。この「都留市自治基本条例」の内容と仕組みを市民の皆さんとともに考え、また、条例制定を記念して「都留市自治基本条例制定記念シンポジウム」を2月25日に開催しました。

市民について

すべての市民や市民活動団体、都留文科大学は、連携・協働しながらともに市の発展に貢献する役割を担う、まちづくりの主体であると明記しています。

議会について

「常に市民全体の利益を行動の指針とする議会」「意思決定において適切に履行・判断するために必要な審議能力や政策提言能力の向上に努める議会」となるよう努めることを定めています。

行政について

自治基本条例の精神に沿った市政運営に努め、常に公正で誠実に職務を執行し、自己研さんに努めること、そして、市民にとって最善の方策を実現できよう努めることを定めています。

協働のための仕組み

「適正な情報説明」「適切な方法での意見聴取」「男女共同参画」「自治会、地域協働のまちづくり、市民公益活動を行



「法人や団体などの協働」など、各主体（市民、事業者、議会及び市）や大学が、協働でまちをつくらせていくための仕組みについて定めています。

このように、自治基本条例には、各主体がそれぞれまちづくりにおいて主役となり、互いの権利やその権利の範囲、役割や責任・義務などを認識したうえで、信頼し、協力し、補い合いながら自立した地域社会の実現に向けて「共に歩むまちづくり」を行うための基本原則を定めています。

～「都留市自治基本条例」各主体の役割～

政策立案から決定・評価までの全過程における分かりやすい説明、積極的な情報公開と個人情報保護など

住民投票の請求、意見の提出手続き、審議会・懇談会等への参加など



市民



事業者

会議の公開や情報提供の充実による開かれた議会運営など

請願・陳情・傍聴など

条例・予算決算などの議決

条例・予算などの議案提出



市議会



市役所